

津野町制施行 20 周年記念及び新本庁舎落成記念式典運営業務委託
仕様書

本仕様書は、津野町（以下「本町」という。）が「津野町制施行 20 周年記念及び新本庁舎落成記念式典運営業務委託」の契約候補者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1. 業務名称 津野町制施行 20 周年記念及び新本庁舎落成記念式典運営業務

2. 履行期間 契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

3. 業務概要 記念式典の概要は次のとおり。

次の事項は公募型プロポーザル実施時点での内容であり、今後、関係者との調整や詳細な検討により変更となる場合がある。

（1）名 称 津野町制施行 20 周年記念及び新本庁舎落成記念式典

（2）目 的 町制施行 20 周年を迎えるにあたり、本町のこれまでの道のりを振り返るとともに本町の未来を見据える貴重な機会とする記念式典を実施する。また、併せて新本庁舎の落成記念式典を同時に開催するものとする。

（3）開催日 令和 7 年 10 月 19 日（日）

※前日準備、リハーサルあり

（4）会 場 津野町葉山運動公園総合センター 体育館（1 階アリーナ、1,309㎡）

（高知県高岡郡津野町永野246番地）

津野町役場新本庁舎前駐車場

（高知県高岡郡津野町永野225番地1）

※別紙「会場関係図面」を参照

（5）式典内容

1	開式	総合センター体育館
2	津野町制 20 年のあゆみ及び新庁舎建設過程映像上映	〃
3	主催者挨拶	〃
4	来賓祝辞	〃
5	祝電披露	〃
6	町功労者表彰	〃
7	感謝状贈呈（工事関係者）	〃
8	テープカット	新本庁舎前駐車場
9	タイムカプセル	〃
10	風船飛ばし	〃

11	もち投げ	//
12	祝賀会	酒蔵ホール
13	閉式	//

※上記の式典内容を基本とすること。なお、町と協議のうえ、順番が変更することがあります。

(6) 参加人数 約200人(表彰者、招待者、その他)

4. 業務内容

委託業務の範囲に係る基本事項は次のとおりとする。

(1) 企画運営・制作関係

① 企画運営

- ・式典、イベントの構成及び進行管理
- ・実施計画、進行台本、会場レイアウト、その他必要なマニュアル等の作成

② 進行管理

- ・総括管理者、司会進行
- ・式典、イベントを演出するための音響、照明、映像スタッフの手配

※祝賀会は、司会進行のみとする。

(2) 会場設営関係

① 記念式典

- ・受付所
- ・ステージ看板、次第パネル、席次表示、案内看板、祝電掲示などの各種サイン
- ・ステージ設置、舞台装飾
- ・映像上映設備(スクリーン、プロジェクター等)
- ・音響設備、照明設備

② テープカット

- ・テープカット備品
- ・スピーカー、アンプ、ミキサー、マイク、CD等

③ タイムカプセル、風船飛ばし

- ・タイムカプセル、風船飛ばし備品

④ もち投げ

- ・お菓子1,500個程度(※餅は津野町側で準備する予定)
- ・櫓(やぐら)を設置すること。
- ・大人と子どもが一緒にならないよう工夫すること。

(3) 津野町制20周年記念映像及び記念誌制作

津野町制20年のあゆみを振り返る20周年のメモリアルに相応しい映像及び記念誌を制作する。

① 津野町制20周年記念映像制作

- ・記念映像作成、編集
- ・制作に係る企画、構成
- ・アニメーション、テロップ作成
- ・記念映像DVDの作成

② 津野町制20周年記念誌制作

- ・記念誌作成、編集
- ・制作に係る企画、構成
- ・A4サイズ、10ページ以内
- ・オールカラー、300部

※写真、動画などの素材については、津野町から提供するが、企画提案により、受託者が保有する素材の使用又は新たに作成することも可能。

(4) 記念品等準備物

① 記念品

- ・式典参加者に配布する記念品（約200人分）
- ・記念バッグ、タオル、マグネット等、自由提案とする。

② 式典パンフレット

- ・式次第及び表彰者概要等をまとめたもの
- ・構成、印刷（200部）
- ・A4サイズ、4ページ以内

③ 表彰状、盾

- ・表彰状、額縁の準備（10名分）

④ 招待状送付

- ・式典招待状の制作、発送（約200件）

(5) その他

- ① 演出や会場装飾、記念品など随所に津野町らしさを提案すること。
- ② 式典やイベントの演出及び会場装飾等において、提案上限額の範囲内で事業の目的を踏まえつつ、独自性の高い企画を提案すること。

5. 成果物

(1) 成果物

実施報告書 A4 ファイル綴じ（1部）

記録写真

- (2) 受託者は、業務が完了したときは速やかに成果物を津野町へ提出し、検査を受けなければならない。

6. 注意事項

- (1) 本業務に係る著作権は本業務の完了と同時に全て津野町に帰属する。

- (2) 津野町個人情報保護法施行条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。
- (3) 本仕様書は、公募型プロポーザル実施にあたり作成したもので、記念式典、イベントの開催内容等については、今後、関係者との調整や詳細な検討により変更となる場合がある。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、津野町及び受託者で協議のうえ速やかに決定するものとする。